

平成25年度下期一都三県ヤミ金融被害防止合同キャンペーン（案）について

東京都産業労働局金融部貸金業対策課

1 趣 旨

改正貸金業法の完全施行後、都に寄せられるヤミ金融に関する相談は後を絶たず、また、依然としてヤミ金融被害が発生している状況にある。そこで、被害の未然防止と悪質業者の排除に向けて、駅頭での法律相談やパネル展示、パンフレットの配布などイベント開催を通して啓発活動に取り組む。

前回に引き続き、隣接県との共通課題について、広域的な視点で対応していくため、東京都・神奈川県・千葉県・埼玉県及び関係機関が連携し、合同で、啓発キャンペーンを行う。

また、参加機関によるヤミ金融被害問題に関するアンケート実施を継続することにより、関連事業を周知し、啓発効果を高める取り組みを行っていく。

2 実施概要

(1) 実施時期 平成25年11月11日（月） 11：00～17：00

(2) 実施場所 新宿駅西口広場イベントコーナー及び新宿駅西口駅頭

(3) 実施内容

- ① 弁護士、司法書士による無料法律相談コーナーの設置
- ② ファイナンシャルプランナーによる無料家計相談コーナーの設置
- ③ 啓発資料の展示（パネル展示、DVD放映、パンフレット類配布等）
- ④ 来場者に対するヤミ金融被害などに関するアンケート
- ⑤ 参加機関の職員等によるキャンペーングッズの配布
- ⑥ 一都三県のマスコットキャラクターによるPR
- ⑦ ヤミ金融被害防止の啓発のためのクイズショー
- ⑧ ヤミ金融撲滅宣言

(4) 参加機関（予定）

全国クレジット・サラ金被害者連絡協議会、公益財団法人日本クレジットカウンセリング協会、東京三弁護士会、東京司法書士会、日本司法支援センター東京地方事務所、日本貸金業協会、東京都社会福祉協議会、新宿区、関東財務局東京財務事務所、神奈川県、千葉県、埼玉県、警視庁（生活経済課、組織犯罪対策第三課、新宿警察署）、東京都 計14機関

(5) 後援（予定） 金融庁

(6) 広報（予定）

- ・ 都のプレス発表
- ・ 広報東京都、広報しんじゅくに案内記事掲載、産業労働局ツイート発信
- ・ 新宿区内の掲示版100か所への案内チラシの掲示、ラジオ放送、関係機関等の窓口による周知
- ・ 大井競馬場オーロラビジョンによる案内（5日間）
- ・ 都営地下鉄4路線に啓発ポスター1,230枚を掲示（7日間）